

東日本大震災により被災した合併市町に対する合併特例債 活用期間の延長を求める決議

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に東日本全体は、甚大な被害を受け、多数の尊い生命と貴重な財産などが失われました。

ここに、山武市議会は、東日本大震災の犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げるものであります。

今回の災害により、東日本では、9県148市町村が「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）」における「特定被災地方公共団体」に指定されました。

千葉県においては、地震、津波、液状化等による激甚な災害を被り、12団体が指定され、現在、懸命な復旧・復興活動に取り組んでおります。

特に、成田市、旭市、印西市、香取市、山武市、横芝光町は、合併市町として、現在、合併特例期間内に実施する合併特例債活用事業を推進していますが、このような被災の状況下において、最優先すべきは、防災対策の強化を含む津波被災地の復興であると考えます。

そのため、現在計画している合併特例債活用事業と併せて実施することは、大変、困難な状況にあります。

よって、国におかれましては、東日本大震災により被災した合併市町が、市町再生のための復興事業を最優先に取り組むことができるよう、合併特例期間を5年間程度延長する特例措置を講じられるよう強く要望いたします。

以上、決議する。

平成23年6月24日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様